

令和4年10月28日開会

令和4年10月28日閉会

令和4年

第4回臨時会会議録

小豆島町議会

令和4年第4回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年第4回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年10月18日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和4年10月28日（金）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
 - 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
 - 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
 - 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

開 会 令和4年10月28日（金曜日）午前 9時55分

閉 会 令和4年10月28日（金曜日）午前10時19分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	10月28日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	谷 康 男	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	中 松 和 彦	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	守 山 和 利	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 仲 三南絵

議事日程

別 紙 の と お り

令和4年第4回小豆島町議会臨時会議事日程

令和4年10月28日（金）午前9時55分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第11号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)

第4 報告第12号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)

第5 議案第66号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号） (町長提出)

開会 午前9時55分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

5分ほど早いようでございますが、始めさせていただきたいと思えます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますとありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和4年小豆島町議会第4回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告2件、補正予算案件1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、臨時会開会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時57分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、9番三木卓議員、10番谷康男議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、報告第11号及び日程第4、報告第12号専決処分の報告については相関する案件でありますので、併せて町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第11号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会にご報告するものでございます。また、報告第12号も同様に公用車の接触事故に係る専決処分について、同法の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長からご説明いたします。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） それでは、上程議案のうち、報告第11号、報告第12号についてご説明いたします。

上程議案集の2ページをお開きください。

報告第11号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和4年7月4日、片城甲44番地92地先において発生した公用車の接触事故について、8月26日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内法人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として5万5千円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が交差点を右折中に車両の左後方と横断歩道標識に接触し、損傷したものでございます。

4ページをお開きください。

報告第12号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページの専決処分書をお開きください。

令和4年6月23日、池田2124番地地内において発生した公用車の接触事故について、9月14日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内法人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として23万1千円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が後進時に車両後部と物置が接触し、損傷したものでございます。以上、報告を終わります。

○議長（中松和彦君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第66号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（中松和彦君） 次、日程第5、議案第66号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第66号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計におきまして追加補正をお願いいたします額は2億3,090万1千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費300万円、民生費1億3,272万9千円、商工費9,517万2千円となっております。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第66号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,090万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億7,351万1千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料300万円は、長年の懸案となっております旧高橋旅館の課題解決に向けまして、法的な整理、調整を実施するため、弁護士相談委託料を計上したものであり、財源は一般財源でございます。

次に、3款民生費、1項10目住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金事業費、3節職員手当等20万円から18節負担金補助及び交付金1億1,100万円は、エネルギー、食料品等の物価高騰が著しい中で、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する事業費と事務費を計上したものでございます。具体的には、本年9月30日を基準日とし、令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯、また令和4年1月以降家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯合わせて2,220世帯に対し5万円を給付するものであり、事務費と併せて補正予算をお願いするもので、財源は全額国庫補助金でございます。

次に、2項児童福祉費、7目物価等高騰対策子育て応援給付金事業費、3節職員手当等12万円から18節負担金補助及び交付金1,600万円は、エネルギー、食料品等の物価高騰が著しい中で、子育て世代を支援するとともに、子供たちのマイナンバーカードの取得を促し、デジタル社会への対応を推進するため、高校生までの子供1人当たり1万円を給付する事業費と事務費を計上したものでございます。具体的には、既にマイナンバーカードの交付を受けている子供、あるいはこれから取得する子供合わせて1,600人に対し1万円を給付するものであり、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、10節需用費12万7千円から、ページをめくっていただきまして、18節負担金補助及び交付金9千万円までは、長引くコロナ禍に加え、昨今のエネルギー価格、原材料等の高騰により深刻な影響を受けている地域産業を支え、産業の持続性と雇用を守っていくため、新たな応援給付金を創設するものでござい

す。具体的には、商品への価格転嫁等により、事業者自らの努力によってこの難局を乗り越えようとされている中であっても、消費者の買い控え、あるいは旅行自粛等によって今なお事業収入の回復に至らない事業者を支援するため、コロナ前と令和4年中の決算期事業収入とを比較し、20%以上もしくは1億円以上収入が減少している法人、個人事業者に対し、給付金を支給するものでございます。

なお、法人にあつては基礎支給額を20万円とし、従業員の雇用を守るため従業員1人当たり3万円を加算するもので、給付限度額は300万円を考えてございます。また、9月議会においてご議決を賜りました貨物自動車運送事業者応援給付金の給付対象事業者につきましては、両給付金を合算し、上限額が300万円になるよう制度設計したいと考えてございます。また、個人事業者につきましては、事業収入の減少額を支給額とし、上限は20万円とする予定でございます。給付の対象となる事業者につきましては、これまでの給付実績を参考に、法人89社、個人185事業者を想定いたしておりますが、決算の状況次第では対象となる事業者が上振れあるいは下振れする可能性がありますことを申し添えておかせていただきます。

なお、財源につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、4目観光施設費、14節工事請負費503万2千円につきましては、二十四の瞳映画村前の公衆トイレ整備事業につき、6月議会においてご議決を賜りましたが、資材価格の高騰に加え、合併処理浄化槽の新設に当たり工事場所が海の真横になることから、ポンプ槽の追加、また矢板工事量の増加等が発生したことから増額補正をお願いするものでございます。以上、議案第66号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 弁護士費用ですけれども、これは具体的にはどういう中身になるのでしょうか。どこまでの、相談だけなのか、実際に動いて具体的にいくところまでなのか、この金額っていうのはどういうふう設定されたのかお尋ねしたいと思います。

それから、高校生以下の子供に1万円を給付すると、それがマイナンバーの取得をということの説明だったんですけど、こういう子供への支給のやり方っていうのは、小豆島町独自で考えてマイナンバーも組み込んだのか、その辺ちょっと。それで、1,600人っていうのは子供のうちどれぐらいなのか。

予算は全員なのかもしれませんが、マイナンバーを受けてるか受ける人だけっていうこ

とになると、大分少なくなるんじゃないかと思うんですけど、そういう子供を区別するようなやり方っていうのはおかしいんじゃないかと思うんですけど、どういうお考えなのかお尋ねします。

○議長（中松和彦君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 旧高橋旅館の弁護士費用についてですが、長年時間も経過しておりますので、まずは手法等を弁護士の方に相談して、最終的には施設を解体し、撤去するような形にしたいと考えております。

現在のところは、具体的な手法等はまだ今から相談して決めますのでということでございます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 子供さんへの給付に対し、マイナンバーの取得、交付を条件としたことでございますが、まず制度の立てつけについては本町独自の取り組みとさせていただきます。

また、高松市等は市民の方を対象にポイント付与ということでやっている事例もございますけれども、本町にありましては高校生までの子供さんに対し、まずはコロナ禍あるいは原油価格が高騰している中でしっかりと支えつつ、昨日河野デジタル担当大臣が、2024年秋までに医療保険証を廃止し、マイナンバーカードにしていくというようなことございましたけれども、やはりこれからの子供さんは、いろんな場面でマイナンバーカードが必要になる場面が想定されてございますので、こちらを町としても応援しながら交付率の向上に努めさせていただいて、子供たちの社会生活を支えたいという思いでございます。

現在、高校生まで約3分の1ぐらいの子供さんに交付済みでございますけれども、残り3分の2の子供さんに対し、交付を促していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） マイナンバーカードの取得っていうのは、法律上は任意ですよ。それで、カードの普及が進んでないのは、町民、国民がそれを必要としてないからだと思うんですね。そういう人たちまで強制するような、今保険証と一本化して保険証をなくすという議論がされてますけど、それには本当に大きな反対、抗議の声が日本中から上がっている中で、私は子供たちをそこで区別して、支援をする人、しない人に分けるというやり方を町がやるっていうことは、これは本当に大問題じゃないかなと思います。町長、どのようにお考えですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） まず、マイナンバーの普及というのは国策であります。それに対して町が協力するのは、ごくごく自然なことだと思いますし、今までのマイナポイント、これについても発行する人はもらえるし、発行しない人はもらえないと、こういうことになってございます。これは今回の子供さん方に対しても同様でございます。

そもそも、鍋谷議員さんがマイナンバーにご反対なのはなぜかというところが当方でもお聞きしたいところでございまして、その上でどういった理由でご反対されてるのかということをしっかりとおっしゃっていただければ、それに対してまたお答えもできるかなとそういうふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今の政府がやろうとしているのは、個人のデータを集めて管理、利用するというところが大きいと思います。

例えば、統一教会の問題とか、森友、加計、桜にしても、うそをついて国民をだまして、そういう政府は信用できないっていう国民が、マイナンバーで自分たちの個人情報を集められるということに不信感を持っているという、そこが一番大きいんじゃないかと。データの流出とか、そういうことも心配されます。そういうことがあると思います。

子供に対して、そういう区別をするということについては、ちょっと私はどうかなと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） マイナンバー自体の普及促進あるいは活用については、これはこの場で議論する話ではございません。これはもう国政の問題ではないかと思っておりますので、当町としてはマイナンバーの普及に国の方針に従って努めたい。さらに、健康保険証とかそういったもののひもづけが、もう明言されておりますので、そうなったときにはマイナンバーを発行されてない方がたちまち困ってくると、そういったことも踏まえてマイナンバーの普及については進めていきたいというのが当町の考えでございます。

○議長（中松和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 子供たちに1万円を給付するということについては、必要だと思いますし賛成するんですけども、マイナンバーカードの取得を条件にするというこ

とについてはやっぱり賛同はできませんので、この補正予算には反対をします。

ほかの部分については必要なことだと思います。この1万円の給付についてもそれは必要ですが、マイナンバーのところだけについて納得いかないのです、反対ということです。以上です。

○議長（中松和彦君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第66号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場で討論いたします。

本予算委員会において、マイナンバーカード普及促進に向けた事業費は予算化をされておりますが、今後の行政デジタル化の推進に向けてマイナンバー制度は不可欠な制度であり、マイナンバーカードの普及や行政手続の簡略化に向けた利活用の促進、制度の厳格な運用を図るために必要な予算であります。また、将来にわたり持続可能な行財政運営を実施するためにも必要不可欠な予算であります。よって、私は議案第66号に賛成いたします。

○議長（中松和彦君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）は原案どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、議案第66号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）は原案どおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第4回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員